

こどもスマイルムーブメント参画企業・団体規約

令和4年10月14日制定 4子子事第170号

(目的)

第1条 東京都は、社会のあらゆる主体との連携の輪を広げ「子供の笑顔があふれる社会」、「安心して子供を産み育てられる社会」を目指す、官民一体となった「こどもスマイルムーブメント」を戦略的に展開している。本規約は、「こどもスマイルムーブメント」に参画している又は参画申請を行う企業・団体の申請、参画、こどもスマイルムーブメントホームページ（以下「当ホームページ」という。）への掲載の取扱いを定めることにより、こどもスマイルムーブメントホームページの適切な管理運営及びこどもスマイルムーブメントの更なる展開を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本規約の対象者は、こどもスマイルムーブメントに参画している企業・団体及びこどもスマイルムーブメントに参画申請を行う企業・団体とする。

(参画申請)

第3条 こどもスマイルムーブメントに参画する要件は、次の各号を満たすこととする。

- (1) 「こどもスマイルムーブメント宣言」に賛同すること。
- (2) 労働関係法令違反をしていないこと。
- (3) 反社会的勢力と関わりがないこと。
- (4) 業務停止命令や行政処分を受けていないこと。
- (5) 各種助成金の不支給措置を受けていないこと。
- (6) 下記①から⑨のとおり「こどもスマイルムーブメントホームページ掲出ガイドライン」に適合していること。
 - ①本事業及び「こどもスマイルムーブメント宣言」の趣旨に合致すること。
 - ②関係法令、関連規程及び業界の自主基準を遵守していること。
 - ③公序良俗に反しないこと。
 - ④社会や都民の求める倫理観から乖離しないこと。
 - ⑤消費者保護の観点から適切な内容であること。
 - ⑥児童及び青少年保護の観点から適切な内容であること。
 - ⑦当ホームページ掲載にふさわしい内容であること。
 - ⑧東京都又は東京都こどもスマイルムーブメント事務局（以下「事務局」という。）の業務に支障又は不利益を及ぼさないこと。
 - ⑨上記①から⑧に定めるもののほか、「こどもスマイルムーブメントホームページ掲出ガイドライン」の諸規定に適合すること。

(参画企業・団体)

第4条 東京都は、前条各号を満たしていると認めた企業・団体を参画企業・団体とし、当ホームページの参画企業・団体一覧に掲載するものとする。

(登録内容の変更)

第5条 参画企業・団体は、登録内容に変更が生じた場合は、事務局に連絡するものとする。

る。

(参画の辞退)

第6条 参画企業・団体は、こどもスマイルムーブメントへの参画を辞退しようとするときは、事務局に連絡するものとする。

(参画の取消し)

第7条 東京都は、参画企業・団体が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当ホームページの参画企業・団体一覧から取り消すことができる。

(1) 第3条各号のいずれかの要件を満たさなくなった場合

(2) その他、東京都において参画の取消しが適当と認められる場合

附則

この規約は、令和4年10月14日から施行する。